

物件番号	①
------	---

物 件 調 書

所 在 地	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 8		地目	学校用地
面 積	(実測) 3 3 1 . 5 8 m ²		(登記簿) 3 3 1 m ²	
接面道路の 幅員及び構造	市道 6 m			
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	都市計画区域外	用途地域	—
	建ぺい率	—	容積率	—
	その他の 制 限	—		
最寄りの 交通機関	バス	西鉄 志波 約 1 k m		
特記事項	・ 地目については所有権移転登記時に宅地に変更します。 ・ 現状有姿での引渡しとなります。 ・ 敷地内に工作物、設置物、樹木等がある場合、これらの改修、撤去等の費用について、市は負担しません。 ・ 購入後、土地を使用する際に必要（電気、上水道、調査、整備等）となる手続き及び費用等は、購入者の負担となります。			

※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず購入希望者において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物件調書等と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

物件番号	②
------	---

物 件 調 書

所 在 地	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 7		地目	学校用地
面 積	(実測) 3 1 2 . 5 0 m ²		(登記簿) 3 1 2 m ²	
接面道路の 幅員及び構造	市道 6 m			
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	都市計画区域外	用途地域	—
	建ぺい率	—	容積率	—
	その他の 制 限	—		
最寄りの 交通機関	バス	西鉄 志波 約 1 k m		
特記事項	・ 地目については所有権移転登記時に宅地に変更します。 ・ 現状有姿での引渡しとなります。 ・ 敷地内に工作物、設置物、樹木等がある場合、これらの改修、撤去等の費用について、市は負担しません。 ・ 購入後、土地を使用する際に必要（電気、上水道、調査、整備等）となる手続き及び費用等は、購入者の負担となります。			

※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず購入希望者において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物件調書等と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

物件番号	③
------	---

物 件 調 書

所 在 地	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 6		地目	学校用地
面 積	(実測) 3 0 0 . 9 3 m ²		(登記簿) 3 0 0 m ²	
接面道路の 幅員及び構造	市道 6 m			
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	都市計画区域外	用途地域	—
	建ぺい率	—	容積率	—
	その他の 制 限	—		
最寄りの 交通機関	バス	西鉄 志波 約 1 k m		
特記事項	・ 地目については所有権移転登記時に宅地に変更します。 ・ 現状有姿での引渡しとなります。 ・ 敷地内に工作物、設置物、樹木等がある場合、これらの改修、撤去等の費用について、市は負担しません。 ・ 購入後、土地を使用する際に必要（電気、上水道、調査、整備等）となる手続き及び費用等は、購入者の負担となります。			

※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず購入希望者において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物件調書等と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

物件番号	④
------	---

物 件 調 書

所 在 地	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 5		地目	学校用地
面 積	(実測) 3 0 0 . 8 5 m ²		(登記簿) 3 0 0 m ²	
接面道路の 幅員及び構造	市道 6 m			
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	都市計画区域外	用途地域	—
	建ぺい率	—	容積率	—
	その他の 制 限	—		
最寄りの 交通機関	バス	西鉄 志波 約 1 k m		
特記事項	・ 地目については所有権移転登記時に宅地に変更します。 ・ 現状有姿での引渡しとなります。 ・ 敷地内に工作物、設置物、樹木等がある場合、これらの改修、撤去等の費用について、市は負担しません。 ・ 購入後、土地を使用する際に必要（電気、上水道、調査、整備等）となる手続き及び費用等は、購入者の負担となります。			

※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず購入希望者において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物件調書等と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。